

香川県教育委員会 3月定例会会議録

1. 開催日時 令和8年3月27日(金)
開 会 午前9時00分
閉 会 午前11時40分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教 育 長	淀 谷 圭 三 郎
委 員	藤 澤 茜
委 員	木 下 敬 三
委 員	鳥 取 美 穂
委 員	持 田 め ぐ み

4. 教育長及び委員以外の出席者

副教育長	塩 田 広 宣
教育次長(兼)政策調整監	和 田 友 樹
教育次長	吉 田 智
総務課長	景 政 孝 輔
義務教育課長	西 原 明
高校教育課長	橋 本 和 之
特別支援教育課長	笠 井 幸 博
保健体育課長	高 田 孝 行
生涯学習・文化財課長	持 永 新
義務教育課教育情報化推進室長	西 山 英 希
政策主幹(兼)総務課副課長	山 下 利 美
総務課長補佐	三 好 智 久
総務課長補佐	出 口 明 裕
義務教育課長補佐(兼)主任管理主事	東 条 直 樹
高校教育課長補佐(兼)主任指導主事	佐 伯 卓 哉
高校教育課長補佐(兼)主任管理主事	太 田 大 介
高校教育課長補佐(兼)主任指導主事	橋 正 隆
特別支援教育課長補佐	増 田 大 輔
保健体育課長補佐	山 元 祐 二
保健体育課長補佐(兼)主任指導主事	山 西 達 也
保健体育課長補佐(兼)主任体育主事	荒 井 憲 司
生涯学習・文化財課長補佐	澁 谷 政 志
生涯学習・文化財課長補佐	松 本 和 彦

総務課副主幹	尾藤真由美
義務教育課主任指導主事	吉村龍
高校教育課主任指導主事	福家浩一郎
高校教育課主任指導主事	床田太郎
特別支援教育課副主幹（兼）主任指導主事	谷口公彦
特別支援教育課主任指導主事	岡孝弘
総務課主任	宮崎卓磨
総務課主任	白井隆司
義務教育課主任	原綱希
義務教育課主任	神原徹也
義務教育課教育情報化推進室主任	伊藤雅人
高校教育課主任	西野慎吾
高校教育課主任	西勇気
高校教育課主任	谷本由法
保健体育課指導主事	山田那央子
生涯学習・文化財課主任	鹿間里奈
生涯学習・文化財課主事	谷口侑弥
生涯学習・文化財課技師	佐々木涼成

傍聴人 なし

5. 会議録の承認

2月4日に開催した定例会の会議録署名委員の持田委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第17号、第19号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」及び「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に、議案第18号は、「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に、議案第20号は、「県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に、議案第21号、第22号、第23号、第24号は、「個人に関する情報であって、公

にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」及び「県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に、その他事項7は、「個人に関する情報であって、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」及び「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に、それぞれ該当するため、非公開としたい旨を発議。

7. 議 案

○議案第1号 専決処分事項の承認（令和8年2月香川県議会定例会に提案された教育委員会関係議案（追加提案分）に対する意見について）について
総務課長から、令和8年2月香川県議会定例会に提案された教育委員会関係議案（追加提案分：補正予算議案、香川県高等学校等教育改革促進基金条例議案）に対する意見について、教育長専決により異議のない旨、申出を行ったことについて諮る旨、説明。

【質疑】 なし

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 香川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止等について

総務課長から、香川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止するとともに、関連する規則の廃止及び一部改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】 なし

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 香川県学校教育情報化推進計画の延長について

教育情報化推進室長から、香川県教育基本計画の計画期間が1年延長されることに伴い、香川県学校教育情報化推進計画についても1年延長することとし、計画の一部を変更することについて諮る旨、説明。

【質疑】 なし

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第4号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県立学校職員の
サービスに関する規則の一部改正について

高校教育課長から、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、部分休業制度が拡充されたこと等に伴い、所要の規定整備を行うため、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正することについて諮る旨、説明。

【質疑】 なし

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第5号 香川県立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

高校教育課長から、県立学校の校長から教育長に対する月別の職員の勤務状況の報告方法について、所要の規定整備を行うため、香川県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正することについて諮る旨、説明。

【質疑】

<教育長> 具体的にどのように報告するのか。今までどのようにしていて、今後は何が可能になるのか。

<高校教育課長> 業務改善に繋がることから kintone (キントーン) による報告とするものである。

<西野主任> これまでサービス月例報告書の様式をメールで提出することとしていたが、県庁で導入している kintone で報告することにより、報告先で集計等が容易にできるようになる。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第6号 香川県スポーツ施設管理運営規則の一部改正について

保健体育課長から、県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費の状況及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、香川県立武道館等のスポーツ施設について、現行の使用料及び利用料金の上限額を改定し、県立総合水泳プールのトレーニングルームについては、専用使用の場合及び専用使用でない場合の区分を新たに設定するため、香川県スポーツ施設管理運営規則の一部を改正することについて諮る旨、説明。

【質疑】 なし

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第7号 事務委任施設管理運営規則の一部改正について

保健体育課長から、県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費の状況及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場の有料公園施設の使用料の額及び利用料金の上限額を改定するため、事務委任施設管理運営規則の一部を改正することについて諮る旨、説明。

【質疑】

<教育長>第6号議案の施設と第7号議案の施設は、なぜ規則が分かれているのか。
<保健体育課長>丸亀競技場と総合運動公園は、都市公園法に基づく都市公園であるため、香川県都市公園規則に基づいて教育委員会に管理が委任されている。
<教育長>根拠となる条例が異なるということか。わかった。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第8号 香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正について

生涯学習・文化財課長から、県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費の状況及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、香川県立屋島少年自然の家の使用料の額を改定し、塩水プールに係る規定を削るため、香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正することについて諮る旨、説明。

【質疑】 なし

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第9号 香川県立五色台少年自然センター規則の一部改正について

生涯学習・文化財課長から、県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費の状況及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、香川県立五色台少年自然センターの使用料の額を改定するため、香川県立五色台少年自然センター規則の一部を改正することについて諮る旨、説明。

【質疑】

＜木下委員＞屋島少年自然の家と五色台少年自然センターは、年間どのぐらい稼働しているのか。夏だけ利用されている印象がある。

＜生涯学習・文化財課長＞学校の利用は1、2学期の間で、12月から利用が減るが、一般の利用はその間も継続している。ただ、一般の利用は学校の利用に比べて数が少ない。年間通して利用があるが、繁忙期は10、11月ぐらいまでである。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第10号 公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正について

総務課長から、令和7年11月県議会において議決された公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が施行されることに伴い、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

＜教育長＞著しく特殊な職を占める職員とは校長だけか。

＜総務課長＞職務の級が4級の部分について調整額の改正をするものである。

＜教育長＞定年前再任用短時間勤務職員も校長ということか。

＜白井主任＞規定上は校長も対象とすることができる。

＜教育長＞定年前再任用短時間勤務職員等、特例任用ではない校長も対象とすることができるのか。

＜総務課長＞そのとおりである。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第11号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

総務課長から、人事委員会の令和7年10月10日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」にて言及のあった級別資格基準表の廃止及び人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の改正に伴う初任給決定方法の変更及びそれに伴う在職者調整のために、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】 なし

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第 12 号 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

総務課長から、令和 7 年 11 月県議会において議決された公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が施行されることに伴い、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】 なし

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第 13 号 会計年度任用職員の給料に関する規則の一部改正について

総務課長から、人事院規則九一二（俸給表の適用範囲）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】 なし

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第 14 号 へき地手当等に関する規則の一部改正について

総務課長から、へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】 なし

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第 15 号 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について

総務課長から、令和 7 年 11 月県議会において議決された公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が施行されたことに伴い、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】 なし

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第 16 号 第 2 種初任給調整手当に関する規則の制定について

総務課長から、令和 8 年 2 月県議会において議決された職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が施行されることに伴い、所要の改正を行うことについて

て諮る旨、説明。

【質疑】

＜教育長＞第2種初任給調整手当に関する規則第3条にある1,036円というのが香川県の最低賃金か。

＜総務課長＞そのとおりである。

＜教育長＞最低賃金が変われば、その都度規則を改正するということか。

＜総務課長＞そのとおりである。

＜教育長＞法制執務上、どうなのかなと思う。

＜副教育長＞文言で定めておいてもよいと思う。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第17号 香川県教科用図書選定審議会委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第18号 教育功労者への感謝状贈呈について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第19号 香川県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第20号 香川県指定文化財の指定について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第21号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第22号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第 23 号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第 24 号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第 25 号 香川県立学校の管理運営に関する規則及び県立学校学則の一部を改正する規則について

総務課長から、香川県民の日と定められた 12 月 3 日を特別な日として意識してもらうことを目的として、同日を県立学校の休業日とするため、香川県立学校の管理運営に関する規則及び県立学校学則の一部を改正することについて諮る旨、説明。

【質疑】

<持田委員>「香川県民の日」の創設の趣旨について、最初にネガティブなことが書かれており、次に香川の魅力が書かれているが、最初に魅力を書いてから、しかしながらで続ける方がよいのではないか。創設の趣旨は、香川の良さから始まった方がよいと思う。

<総務課長>知事部局が作成したものから引用している。

<教育長>現行の香川県立学校の管理運営に関する規則第 4 条第 3 項の規定を適用しても、校長先生の判断で 12 月 3 日を休みにすることはできないのか。

<総務課長>第 1 項に含まれていないのでできない

<教育長>第 1 項第 3 号から第 6 号がよくわからない。

<総務課長>第 1 項第 3 号から第 6 号は夏季休業日や冬季休業日について定めている。

<教育長>例えば、夏季休業日は 8 月 31 日までとされているが、8 月 30 日までにして、12 月 3 日を休みとすることは現行規定上できないのか。要は、現行規定上可能だが、新たに教育委員会としての意思を示すために規則を改正するもの、ということによいのか。

<総務課長>あくまで、休業日の中に設けることによって今回の条例の趣旨を周知するものである。

<教育長>意思を示すということか。

<総務課長>そのとおりである。

<和田次長>第 1 項において号建てで列挙している休業日のうち、第 8 号に「その他教育委員会が指定する日」というのがあるが、今回の改正は本号の規定趣旨とは異

なる。

<教育長>第8号では読めないのだろう。

<副教育長>第8号の規定に基づくこととすると別の意思決定が必要となる。今回、規則改正により、県民の日をはっきり決めてしまうということである。

<総務課長>当初、第8号の「その他教育委員会が指定する日」の規定に基づいて定めようと考えたが、その日を授業日にとすると振替日を設定しなければならなくなる。

<教育長>第8号の「その他教育委員会が指定する日」が、第2項の規定で休業日としないことができる日から除かれているからいけないのか。

<総務課長>そのとおりである。第2項の規定があるので、第1項に書くべきとの意見があった。

<教育長>今は実質的にはできないということか。現行の規定で教育委員会が指定する日を12月3日とすると、第2項の規定により授業日にできないから、指定された通りになってしまうのか。

<総務課長>そのとおりである。

8. その他事項

○その他事項1 令和9年度香川県公立高等学校入学者選抜について

高校教育課長から、令和9年度香川県公立高等学校入学者選抜の日程について説明。

【質疑・意見交換】

<教育長>他の日程は全て今年度より1日早くなっているが、定時制の課程の第2次・別日程募集の日程は今年度と同日にする理由は何か。

<福家主任指導主事>来年度は3月22日(月)が祝日となっており、23、24日を入学願書受付期間にする予定としている。受付後に作業が必要であることから、1日空けて3月26日(金)に実施することとしている。

○その他事項2 「魅力あふれる県立高校推進ビジョン」の改定の間際整理について

高校教育課長から、「魅力あふれる県立高校推進ビジョン」の改定の間際整理について説明。

【質疑・意見交換】

<藤澤委員>県立高校の卒業式に行ったときに、何人かの方から、定員を超えた部分を落としてしまうことが子どもたちにとってよいのかという話があった。少しでも定員について柔軟に対応ができればいいという話が出ていたので報告する。また、多様なニーズに対応するために、どれだけ人材確保ができるのか、どんな人材

を雇うのかという部分が大きい。人材確保が難しく、高松市なども KSR（校内サポートルーム）の人材がなかなか集まらないこともある。人材がないことには多様なニーズにはなかなか応えられないので、どのように募集をして確保していくのかという点が気になる。また、個人的な意見だが、私の子はなぜ香川に中高一貫校がないのだろうということを言っていた。

<木下委員>基本的な考え方の中に、専門学科について、農業科は農業経営高校、工業科は高松工芸高校と多度津高校、商業科は高松商業高校と明記されているが、将来的にはここに集約するという考えか。

<高校教育課長>生徒数が減ってくる一方で、生徒の多様な学びのニーズに応じていかなければならないという観点もあることから、拠点的機能を持つ高校には小学科を幅広く置く。通えないとか通いにくいという生徒がいてはいけないので、例えば、東讃、西讃、中讃は、その地域のニーズに合わせて、産業界からの要請により必要な小学科を置いていくような考え方で進めて参りたい。

<持田委員>毎年一定数の生徒が県外の中高一貫校等へ進学しているということだが、だいたい何名ぐらいか。また、高松北中学・高校と高瀬のぞみが丘中学・高校の2つの中高一貫校を作った時から大幅に増えているか。

<高校教育課長>毎年 100 名から 120 名ぐらいが県外の学校に進学しているが、その中には一家転住の生徒もいる。一家転住の生徒を除き、進学やスポーツで県外に進学している生徒の人数は 40～50 名ぐらいである。中高一貫校について、平成 13 年に高松北中学・高校を作り、平成 14 年に高瀬のぞみが丘中学・高校を作った。その当時は、いわゆるゆとり教育が言われていた頃であり、ゆとりの中でいろいろな学びをしましようということで設置した。高松北中・高校は、その後の社会の変化に合わせていろいろな改革をしているが、高瀬のぞみが丘中学校は平成 23 年に閉校した。高瀬のぞみが丘中学校については、地元の方のご意見としては、地元の生徒は地元の市町の学校に進学するのが普通であるとか、ゆとり教育の一環として作ったが、保護者のニーズは進学というところもあり、そのニーズに応えきれなかったということもある。その反省を生かしながら、今回、新たな中高一貫校について検討していかなければならないと考えている。県外への進学の調査は、平成 28 年度から実施しているため、高松北中学・高校と高瀬のぞみが丘中学・高校の2つの中高一貫教育校を作った時との比較はできない。

<鳥取委員>中高一貫校について、通学に適した地域である必要があること等から高松地域への設置を検討しているということだが、学校の魅力の一つとして交通の便は大きい。西讃地域に住んでいる者にとって特にそう感じる。香川県での若者の定着を進めるうえでも、高校が各地域で充実していることは大事である。いろいろな方の力を借りて、通学の便を図る工夫ができればよいと思う。拠点校もどちらかというと東に寄っている。三豊市の高校生が市議会議員の方たちと意見を交換する場で、バスが必要と言っており、やはり高校生にとって交通の便のニーズは大き

い。

○その他事項3 今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会の設置について

特別支援教育課長から、今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会の設置について説明。

【質疑・意見交換】

＜木下委員＞特別支援学校で教室不足が生じているということだが、受け入れ体制ができていないために、一般の学校に通っている方が特別支援学校を望んでいるのか。

＜特別支援教育課長＞特別支援学校の在籍者数は増えている。主に増えているところは知的障害教育校で、1.1倍ぐらいになっている。視覚障害、聴覚障害については減少傾向である。

＜木下委員＞全体の児童生徒数が減っているのに、特別支援学校の児童生徒数が増えているということは、割合としては増えているのか。

＜特別支援教育課長＞知的障害教育校に通う児童生徒の割合は増えている。

＜教育長＞子どもの数が減っているから、割合は圧倒的に増えている。

＜木下委員＞割合が増える理由は何か。

＜特別支援教育課長＞理由の1つは、平成19年度に、それまでの特殊教育から特別支援教育に方向が転換され、発達障害を含め障害のある子どもたちの自立と社会参加を支援するという教育に転換したことが大きいと思っている。ほかにも、特別支援教育を受けさせたい保護者等が増えたことが挙げられる。

＜木下委員＞そのような子どもたちは、今、普通の学校に通っているのか。

＜特別支援教育課長＞特別支援学校だけでなく、小中学校の特別支援学級の子どもたちも増えている。

＜藤澤委員＞県の障害福祉課等と連動しながら、地域のニーズを拾っていただけたらありがたい。

＜特別支援教育課長＞特別支援学校が果たすべき役割の1つとして、地域の小・中学校等への支援が求められており、福祉等とも連携しながら進めたいと考えている。

○その他事項4 香川県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインについて

保健体育課長から、香川県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインについて説明。

【質疑・意見交換】 なし

○その他事項5 令和7年度学校保健統計調査結果の概要について

保健体育課長から、令和7年度学校保健統計調査結果について説明。

【質疑・意見交換】

<藤澤委員> 貧困家庭で食事に偏りがある子どもはどうしても太りやすいこともあるが、これだけ肥満傾向児の人数が多いとそれだけではないのだろう。

<保健体育課長> 体力の低下も関係していて、動いてないということも影響していると考えている。

○その他事項6 第80回国民スポーツ大会冬季大会の成績について

保健体育課長から、第80回国民スポーツ大会冬季大会の成績について説明。

【質疑・意見交換】 なし

○その他事項7 旧香川県立体育館解体工事について（非公開案件）